

平成二十三年七月十二日受領  
答弁第二九三号

内閣衆質一七七第二九三号

平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出自動体外式除細動器（AED）の重要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出自動体外式除細動器（AED）の重要性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては把握していない。

三について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の存在を明示するマーク・標識については、財団法人日本救急医療財団、AEDの製造会社等において開発されているものと承知しているが、東日本大震災発生後の開発状況については承知していない。

四について

厚生労働省としては、御指摘の「AEDマップ」の作成については、AEDの適正な使用を促進する上で有用であると考えており、これを含め、都道府県における取組に対する補助を行っているところである。

五について

AEDの適正な使用を促進するため、引き続き、厚生労働省において、都道府県における取組に対する補助を行うとともに、総務省消防庁において、消防機関における取組の推進を図ることとしている。

平成二十三年度予算においては、これらの対策に要する経費について、厚生労働省及び総務省消防庁において、それぞれ計上しているところである。

六について

政府としては、AEDの使用を含め、病院前救護に係る救命率の目標は定めていない。